

# 第28回議会運営委員会記録

令和4年9月16日

【開催日】 令和4年9月16日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時31分～午後2時51分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

委員	笹木 慶之		
----	-------	--	--

※早退

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係書記	岡田 靖仁
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

- 1 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますようお願いいたします。）について
- 2 会派人数について見直しのお願について
- 3 陳情書（公開質問状未回答の件について）について・・・資料1
- 4 申入書（安倍晋三元首相の国葬の際、山陽小野田市議会議場にて黙祷されないよう申し入れます）・・・資料2
- 5 その他
  - (1) 安倍晋三元首相の国葬の際の黙とうについて
  - (2) 12月定例会日程案について・・・別紙1

### (3) 全員協議会の開催日

---

午後 1 時 3 1 分 開会

---

大井淳一郎委員長 ただいまより、第 28 回議会運営委員会を開会いたします。

まず付議事項に入る前に、山田議員、吉永議員から委員外議員として出席したい旨の申出がありましたので、これを許可したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、席に着いてください。

それでは、お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。まず 1 点目申入書、これは、撮影許可、傍聴人に対して撮影の許可をしてもらうように申請いたしますといった内容の申入書です。これについては前回まで、最初は板橋区のように、申請書みたいなものにいろいろ記入して書くということで進めておったんですが、傍聴規則第 3 条で、会議の傍聴に関する一切の手続は、必要としないと書いてあることとの関係から、ちょっと手続的に難しいところもありますので、今後の取扱いに対してどうしていくのかということ。皆さんに持ち帰ってもらっておりますので、御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ、どなたか挙手の上、申入書の取扱いについて意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。要は、これまでは報道関係者が傍聴するとき、口頭で撮影したいと申し入れて、議長がそれを許可して、本会議で撮影しているということになっております。委員会では委員長だと思います。そして、市外の方もいらっしゃる場合もあるかもしれませんが、一般市民が傍聴される場合に、同じように口頭で申し入れて、傍聴を許可するという流れになるのか、それとも、板橋区のように申請書にいろいろ書いてやらなきゃいけないのか。平たく言えばその辺りになると思いますが、それぞれ皆さんの会派の御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

まず前提として、傍聴規則第 3 条に、会議の傍聴に関するとして書いてありますが、この会議という意味、中身です。これが、いわゆる本会議、委員会と全員協議会のみを指すのか、それとも、申入書に書いてあるように、市が定める公開される会議というものも含むのか。この会議の中身

を事務局はどのように考えておられるでしょうか。これは今後の取扱いにも影響しますので、まず前提としてお伺いしたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 便覧102ページの会議とは、本会議のことを指しております。104ページの山陽小野田市議会委員会傍聴規程は、委員会と書いてありますので、こちらは委員会のことを指しております。全員協議会については、108ページになります。全員協議会は、別の規定がありまして、全員協議会の運営等に関する規程第6条になります。全員協議会の傍聴については、傍聴規則の規定の例による、要は本会議の例によるとなっております。この三つが、傍聴について規定されているものになるかと思えます。

大井淳一郎委員長 取りあえず、本会議、委員会、全員協議会は、それぞれの規則あるいは規程に傍聴のことが規定されているということです。それを踏まえて、今後、傍聴に来られたときに、どういう手続をするかということなんですが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員 ちょっとお尋ねするんですが、現行の制度は、議長に許可を求めて、そして、議長が口頭で許可をするということですよ。口頭で求めて、口頭で許可するということですね。問題は、もちろん報道関係者に限定されていたということはあるんですが、それによって問題は起こらなかったのかということです。早く言えば、目的外使用等がなかったのかどうか。まず、問題が起こらなかったかどうかを確認したいんですけど、その点はどうでしょうか。

大井淳一郎委員長 事務局、答えられますか。

島津議会事務局次長 様々な報道機関に許可をしておりますが、それがどのように使われたかというところまでは、事務局では確認しておりません。特に今までも問題となったことはありませんでした。

笹木慶之委員 特に確認していませんということは、そういう異論はなかったと理解していいと思うんですよね。では、そのルールが一つの方法論とあるんですが、先ほど板橋区の例も捉えてということですけど、これを今後拡大していくという方向の中で、今の方法だけで、そういう問題が起こらないかどうかというところですね。それがどのように整理されていくかが、結局、許可を出す方向性の手法だと思うんですよ。だから、文書できちっと書いて出すのか、今までどおりでいいのかということですが、これから対象者を拡大するということを考えたときに、実は会派の中で疑問が起こったんですよ。やはり、それが整然と整理されるかどうかというところに疑問が残るから、申し込むほうも許可するほうも、一定ルールに従って処理したほうがいいのではないかと方向性の議論になっております。これという、決めつけた言い方ではありませんけど、だから、責任持てる対応が取れるならば今までどおりでもいいけど、しかし、対象者が拡大されてきたときに、いろんな問題が起こってくる可能性があるから、やはり取るべきルールはしっかり押さえておいたほうがいいんじゃないかなというような問題もいろいろ出てきました。一応、会派の協議の結果はそういうことです。

大井淳一郎委員長 と申しますと、板橋区のように、何らかの申請書に記載してもらおう、それは報道関係者も含めてになると思うんですけど、「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）そのような形でやってもらうという意見ですよ。（「ええ」と呼ぶ者あり）創政会で、どなたか。

森山喜久委員 うちの会派で話した中で、板橋区では撮影及び録音となっているんです。もともと写真撮影、映像の話もあったと思います。写真が良ければ映像もという話も当初はしておいたとは思いますが、結論から言うと、写真のみでいいのではないかと話しています。その中で、録音の件について言えば、先般も本会議の中でも発言の取消しがありました。本会議とか委員会の中で、放映では発言を取り消すことはで

きますけれど、仮に個人の方々を含めて、録音されても結局記録が残ると。発言の取消しを求めても、実際には徹底できないのではないかと。そういうこともありまして、写真撮影のみにするのが望ましいんじゃないかとなっています。

大井淳一郎委員長 それは、報道関係者も含めてですか。一般傍聴まででされていますか。

森山喜久委員 報道については、実際にはカメラを含めていらっしゃるの、そちらを今更改正することはしません。今回拡大されるところで、一般の方に対してということになります。

大井淳一郎委員長 あと手続上です。申請書に書くか書かないという話はされましたでしょうか。

森山喜久委員 書いて残していくことも、必要であればやるべきではないかということですが。

伊場勇委員 今、本会議場で訂正する発言等々があったときに、議長の裁量で削除するときがあるじゃないですか。本会議は録画してあるので録画中継も見られますよね。それについての対応を確認させてもらいたいです。

島津議会事務局次長 本会議で取り消された発言については、そこが無音になるように処理した上で、録画放送をしております。

伊場勇委員 議事録も削除して、録画のところを無音にということですよ。

島津議会事務局次長 本会議録原本についてはそのままですが、閲覧用については、取り消された部分の発言がなくなります。

大井淳一郎委員長 正確に言うと、丸、三角とかの記号になります。

伊場勇委員 なので、今は動画の件ですが、そういった取扱いを本議会ではして  
いて、動画の撮影を許可した場合、本会議ではそういう取扱いをして  
いるのに、そうじゃない一般の方が撮ったものについては、もうそこま  
で強要することがなかなか難しいんじゃないかというところが理由の一  
つでもあります。

大井淳一郎委員長 参考までに、委員外議員でありますか。意見が特になけれ  
ばいいですが、どうですか。

山田伸幸議員 これはこれまで何度も議論されてきたと思うんですけど、写  
真撮影は以前も許可されたことがありまして、撮影したという経過があ  
りました。その際には、事務局の許可を、事務局というか委員会の許可  
を得た上でということでした。ただ問題は、どこで撮影するのかという  
問題もありますので、傍聴席のみを許可するのかそれとも移動を許可す  
るのか。その辺もきちんとしとったほうがいいと思います。

大井淳一郎委員長 撮影を許可というのは、もちろん報道関係者ではなくて一  
般傍聴ですか。委員会ですか、本会議ですか。

山田伸幸議員 委員会のときでした。

大井淳一郎委員長 事務局、今山田議員が言われることについて、対応を覚え  
ていらっしゃいますか。

島津議会事務局次長 キャリアがかなり長い方でいらっしゃいますので、私が  
知る以前のことだと思います。当時のことを詳しく把握している者が事  
務局におりませんので、ちょっとお答えしかねるところです。

大井淳一郎委員長 はい、分かりました。以前はそういうことがあって、委員長が対応したと。根拠となるのが、委員会傍聴規程第6条第7号にある「撮影又は録音しないこと。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない」ということで、恐らく許可して撮影したんでしょう。移動とかについて、そのときのことは分かりませんので、一般傍聴も過去には写真撮影を許可したことがあるといった意見でした。運用によっては、規程や規則を改正する必要があるかと思います。今、創政会が言われたように、撮影又は録音しないこととなっておりますので、録音を削除するという方法もあるんですが、ただ、報道関係者は、録音も多分認める方向なので、この辺りの表現も変わってくるかなと思います。また、笹木委員が言われるように、板橋区のように申請書に記載するとなれば、一切の手続が必要としないとなっている第3条との関係が出てきます。これをどうしていくかということもあろうかと思いますが、これを前のように戻していく——前のようにと言うと、はっきりどうこうとはなかなか言えないんですが、手続ですんで——改正が必要になってくるかと思います。取りあえず、議会運営委員会の中では、運用の意思統一を図れば本日諮りたいと思いますが、いかがですか。事務局にお伺いしますが、第3条の一切の手続は必要としないと書いてあることと、板橋区のように申請書に記載することについて、少し法制執務の点から問題があるのではないかといった発言が以前あったわけですが、その後、総務課と何か話をして、意見がもしあれば、ちょっと参考意見というか見解を聞きたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 問題は撮影だろうと。動画も写真も含めて、撮影が傍聴に含まれるのか別のものかという観点が一番大事なものになってこようかと思います。そのときに話した見解としては、前回のときに一度総務課に聞いたときは、総務課もなかなか見解が難しかったようです。傍聴規則の中に、「撮影又は録音をしないこと。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」と書いてあることが、撮影が傍聴に含まれるという考え方もできようし、「議長の許可を得たとき



は、この限りでない」ということは、ここで決めればいいことだという考え方もできるという見解もあって、そこは、聞いた後から変わってはいません。

大井淳一郎委員長 総務課ははっきり言っていないということですね。どちらの解釈もあり得るということかな。

中村議会事務局主査兼議事係長 時が前後することはあったんですけど、そのとき聞いていたので、そういう見解ではありました。

大井淳一郎委員長 私もこの話を受けたときに、傍聴というのは場所に入場すること、撮影許可というのは、見るだけの人もいるし、それ以外に撮影許可することがあるから、傍聴は撮影許可と分けて考えることができるのではないかなという話をさせていただいたと思います。それであれば、この第3条改正することなく第7条の禁止事項の撮影許可に当たっては特別に、笹木委員が言われるように、何らかの申請手続をしても、別に第3条には違反しないのではないかなと思います。これが、どうも法制執務上問題があるならば、ちょっと考えなきゃいけないんだけど、私も感覚的に、そこは分けられるのかなと思ったんですが、ちょっと総務課で見解がはっきり言えないとなれば、僕も判断し難いですね。ただ、議委会運営委員会で決めればいいのかと思うんですけど、どうですかね、そこは。違法行為をしているわけではないんで。

岡田議会事務局庶務調査係書記 委員長がおっしゃいました傍聴規則第3条、「会議の傍聴に関する一切の手続は、必要としないものとする」と確かにあります。その一方で、第7条にある傍聴人の守るべき事項の中に、第7号で「撮影又は録音をしないこと。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない」という文言があります。すなわち、現在、撮影や録音をする際には、議長の許可を得るという手続が発生しておりますので、この第3条の傍聴の手続の中に、撮影や録音は含まれていない

のではないかと考えます。

大井淳一郎委員長 つまり、分けて考えることができるということですね。わざわざ改正しなくてもいいということになります。では、運用上を議論していきたいんですが、まず一般傍聴が来られるときに、板橋区議会を参考にして、申請書に記載することについて、いかがでしょうか。板橋区議会における申請書については、以前、議運資料で配られていて、全てそのままってことはないんですが、何らか書いていただくということになります。よろしいですか、その方向で。撮影を許可する場合です。

山田伸幸議員 傍聴の手続の中で、議場に入ることができないという規定があります。ただ、委員会室の場合そういう区分けがありません。許可となっているので、どこからの撮影を許可するかというのをきちんと許可の中に入れておいたほうがいいんじゃないかなという意見を持っています。

大井淳一郎委員長 一応、参考までに、板橋区のものでは、遵守事項の中に、「撮影及び録音を行う場所は、区議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと」と書いてありますので、こういったことも記載して、山田議員が言われるような懸念も、ちょっと解消していく必要があるかなと思っております。せっかく、リーディングケースがありますので、もし申請書に書いていただくのであれば、板橋区のもの参考にして、笹木委員も言われるように、目的外使用等がないようにすることが必要ではないかと思うんです。その点は、創政会も一致していらっしゃるでしょうか。異論があれば、もちろん今日は置いておきますが。

伊場勇委員 目的だと思うんですよ。いつ、どこで、どのように、何のために使うのかというところは書いてもらう必要があるかと思います。（発言する者あり）内容ですね。

大井淳一郎委員長 許可申請書みたいなのを撮影する人には書いてもらうという事でよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)分かりました。では、うちの会派もそれに従いたいと思います。その上で、録音の話です。一般の傍聴は撮影のみでいいんじゃないかといったことがありましたが、これについて、至誠一心会はもちろんそこまで議論されていないと思うんですが、どのように思われますか。一般傍聴はもう撮影のみと。ごめん、撮影と言うとあれだね、写真のみということですよ。

笹木慶之委員 正直に言いまして、そこまでの議論はしていないんですよ。撮影ということについていろいろ協議しました。ただ、一般的に考えたときに、録音はいかなものかなという気がするので、今ちょっと即答しかねます。会派で協議してみたいと思います。

大井淳一郎委員長 では、このようにしましょう。次は板橋区の申請書と取扱いについて、本市のバージョンを作ったものを出してもらって、それを基に皆さんでチェックしていくというか、それで進めていきたいと思えます。そういう運びでよろしいですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 一応、第27回の議会運営委員会のときに、資料6で板橋区のものを御提示しているので、今、それを見られて、まずこの中で何が必要かどうかいうのを少し洗い出しておいていただけるといいかなと思います。また一から議論になってしまうのではないかなという気もするんで、この中で明らかにもうこれ要らないと思うようなものがあれば、今、議論していただくといいかなという気もします。

大井淳一郎委員長 分かりました。

中村議会事務局主査兼議事係長 また、それで作ったときに、次回出して、やっぱりこれが要るよねとか要らないよねとかは、当然出ようかと思えますんで、これを御覧になって、ベースってことであれば、参考にしてい

ただければと思います。

大井淳一郎委員長 どうしますか。ほかのこともありますので、今日はちょっと置いて、次回までに事務局に作ってもらって、これは要る、これは要らないという議論をしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。では、付議事項1点目は以上とします。次に、付議事項2点目、会派人数について見直しのお願についてです。これにつきましては、政党会派を認める方向であるということは一致したものの、副委員長から吉永議員に聞きたいことがあるといった発言がありましたので、今日、吉永議員に来ていただいております。政党の意義等だったと思いますが、まず、吉永議員から、もし発言があれば。まず……ごめんなさい、ちょっと待ってください。

宮本政志副委員長 委員長の発言の中で、政党会派を認める方向でとおっしゃったんだけど、一応うちの会派の創政会の中では、今日の時点に出ている宿題が、政党会派を認めるとき、政党の定義とは何かというところ。それともう一つは、いつからそれを認めていくかということ、この2点です。この2点以外の今まで出てきた課題に対して、議論を尽くして、それまでのことは創政会としては同意しておりますという解釈です。もしかしたら、今から政党の定義や、いつからかという話にもなるかもしれませんが、もし新たな課題が出なければ、この二つの課題についての議論を尽くして、そして3会派とも問題がない、全会一致で問題がないとなれば、初めてそこで議の決定事項となると創政会は認識、解釈しておりました。先ほど委員長からは、政党会派を認めるという方向で、もう決まっていますよという発言があったんで、その辺りを少し御説明していただかないと、何か前に進まないかなと思います。

大井淳一郎委員長 懸念事項があるから今日お呼びしたということですので、まず、副委員長から吉永議員に聞いていただければと思います。（発言する者あり）いや、だから、聞いておきたい、確認したいことがあると

副委員長が前回おっしゃったので、今、吉永議員に来ていただいておりますから、それをまず聞いていただいて、それから、やるかやらないかを決めましょう、政党会派を。（発言する者あり）はい、そうです。

宮本政志副委員長 先日、議論の中に出てきた政党の定義です。政党会派を認めてくれと要望書を出されたわけですから、当然、政党に対する定義づけをされていらっしゃると思うので、その辺りお聞きしたいんです。

吉永美子議員 この度は、公明党としてこれまで出してきた要望書に対して、今期の議会運営委員会におきまして議論を進めていただいていることに、まずもって感謝を申し上げます。公明党における党の会派の定義、つまり政党の会派の定義につきましては、公明党として認識していることは、選挙に出るときに、公明党の公認があって、そして公認にされているという証明を持って、選挙管理委員会に出させていただいております。そういった公認を受けての議員が公明党の政党会派の議員であるという認識でおります。

宮本政志副委員長 事務局、こないだ伊場委員やったかな、総務省における政党の定義に関して確認したと思いますけど、資料を持っていますか。

伊場勇委員 これは総務省が示されているものなんですけど、政党とは、所属国会議員の5名以上、そして前回の衆議院議員選総選挙、前回又は前々回の参議院議員選挙のいずれかの全国を通じた得票数が2%以上の政治団体となっていて、政治団体というのは政治資金団体、資金管理団体というところですよ。

宮本政志副委員長 吉永議員がおっしゃったことは、総務省の見解と非常に似ているんですけど、そういう解釈でよろしいですかね。

吉永美子議員 総務省の見解も持って今日来ていたわけじゃないんですけれど

も、いわゆる党として、公明党であるということの認識を公認ということで、国会もそうですが、そういった形で持っているということです。

宮本政志副委員長　ちなみに山田議員、今、共産党も2人いらっしゃいますけど、政党会派に関しては、どのように定義を考えておられますか。

山田伸幸議員　市議会議員選挙の立候補の際に、政党会派届出書がありますので、それを出しているものでいいのではないかなと思います

大井淳一郎委員長　そのほかにありますか。議論の中で少し出ていたのは、政党会派は2人から認めてくれることなんですけど、例えば、当選時には無所属だったけれども、途中で政党に入った場合、その人が会派に入って2人目になった場合、政党会派として認めるかどうかというのが出ております。この辺については、お2人はどのようにお考えですか。そういうことが、もし起こった場合です。

吉永美子議員　公明党としましては、例えば山陽小野田市議会において、政党会派については2人でいいですよと認められた場合、1人がどうしても辞めなくてはならないとなった場合には1人になりますので、政党いわゆる山陽小野田市議会における2人で政党会派として認めるというところからは外れます。ですので、逆に言うと途中で追加ありません。

大井淳一郎委員長　山田議員も同じですか。確認です。

山田伸幸議員　途中からというのは、よそではあったようですが、通常、当初の市議会議員選挙のときに会派届をきちんと出しておれば、それで十分だと思います。

大井淳一郎委員長　あくまでも、立候補時に、例えば山田議員であれば日本共産党と書いた人が、政党会派の資格があるということですよ。現時点

では、共産党と書いていらっしゃる方が2人、公明党と書いていらっしゃる方が2人、あとは所属という現状だったと思います。そのほか、特に2人に聞いておきたいことがあれば、お願いします。

宮本政志副委員長　せっかく2人いらっしゃるんで、それぞれお聞きしたいんですけど、政党会派を認めてもらうことのメリット、今のままではこうだから認めてほしいというところがあれば、具体的にお聞きしたいです。

山田伸幸議員　やはり、議会運営委員会に出て、議会運営にきちんと席を持って発言し、参加するということは大事なことだと考えております。

吉永美子議員　これは、以前呼んでいただいたときにお話しさせていただいております。もともとが、2人で会派として認めていただきたいということで、県内の他市の状況を見て出させていただいております。そんな中で、前回出したのが、政党であれば2人で認めてもいいんじゃないだろうかというのが、この議会の中で動きがありましたので、まず第一歩として、政党会派を2人で認めていただけるといいなとお願いさせていただいたところなんです。以前にも申し上げておりますが、山陽小野田市議会では、以前、公明党であっても全く記載がなかったんで、よその市議会の方が見られても、本市議会に公明党がいるかどうか分からないという状況を、「（公明党）」と記載していただいたところから議論として入ってきたところなんです。

宮本政志副委員長　山田議員の発言で少し気になったのが、議会運営委員会に出席できるとおっしゃいましたが、委員外議員で度々出ておられます。委員外議員としての出席とまた別に、政党会派を認められた場合には、正式に議会運営委員としてという意味合いで言われたんですか。

山田伸幸議員　やはり発言も、ほかの委員の発言が終わった後ですし、採決にも加われないという状況では、どうしても私たちの思いが議会運営に反

映されないと思っておりますので、それがきちんと反映できるようにしていきたいという思いを持っております。

宮本政志副委員長 吉永議員にお聞きしたいんですが、過去、公明党は議会運営委員会に出席するという要件を認めてくださいということは言いませんと解釈しています。そうすると、共産党が言うのとちょっと違うんですよね。その辺りを確認したいです。

吉永美子議員 公明党としましては、とにかくまずは2人で会派、これは公明党だけじゃなくてということで始まったところですが、いつだったか、何日かは日にちを忘れましたが、議会運営委員会に呼んでいただいて発言させていただく機会があったときに、議会運営委員会に出席と政党会派2人というところをどのように考えるかとあったときに、これは別で議論していただけるといいかと思っておりますと申し上げました。

宮本政志副委員長 そうすると、山田議員にもう一度確認したいんですけど、政党会派がもし認められた場合、議会運営委員として委員会に参加されるということですね。つまり、本市議会の議会運営委員会は、原則として全会一致を前提でやっていますけれども、その中に加わる前提ということですね。確認したいです。

山田伸幸議員 そういうことです。やはり、議会運営に政党会派の意見がきちんと反映されることは大事なことだと考えております。

宮本政志副委員長 そうすると、今政党の定義を位置づけて、それを前提として会派を認めてくれということと、今うちの議会の中では会派については3名以上ということがありますから、その辺りは少しかみ合っただけのような議論になっていきそうなので、これはちょっともう1回会派にも持ち帰らんと、これ以上議論できんね。創政会は無理やね。



伊場勇委員 吉永議員が文書を出されたんで、その理由ですよ。2人で政党会派になると、どんないいことがあるのかなと思って。そこを、よそがやっているからということぐらいしか、ちょっと理由が見つからないんです。その辺について教えてください。

吉永美子議員 先ほど申し上げましたように、もともと公明党が本市議会に存在するかも分からないというところから括弧に入れていただいたんですが、今度は括弧じゃなくて、きちんと「公明党」と会派名で入れていただきたいというところなんです。

伊場勇委員 見る人が分かりやすいようになるから会派を作ってほしいということなんですか。そういうことですか。

吉永美子議員 だから、見る人から見ても公明党がいるということも分かりやすいし、公明党という会派がきちんと山陽小野田市議会でも認められているというところをお知らせしたいというところなんです。

笹木慶之委員 我々の会派につきましては、議会運営委員会に出席するという次元の問題と、会派を認めるという問題は、別の問題であるということです。したがって、議会運営委員会のことにまで至るような可能性を持った2人政党会派を認めるということについては、実は賛同に至っておりません。あくまで、2人会派は認めることを認めていく方向ではあるが、議会運営委員会の定めは、今までどおりに行うということが前提ですから、ちょっと今発言があった内容を考えるならば、やはり持ち帰って協議しないと、これから先の話ができないと思います。

宮本政志副委員長 今、至誠一心会の笹木代表がおっしゃったとおりなんです。つまり、先ほど委員長の冒頭の発言では、既に政党会派をもう議会運営委員会では認めた、決まったと受け止められる発言をされてから付議事項2番に入られたんで、それで私が、創政会の今の認識とは違いま

すと言ったんです。つまり、もう決まったということになっていれば、今の全てのことももう認めた上で決定事項になってしまいましたから、そうじゃない。今まで出てきた課題に関しては、同意していましたから、それに関しては問題ありませんと。ただ、今は宿題が出ています。正に笹木代表も言われたように、うちの会派もこれを持って帰らんと、政党内会派を認めます、会派の3人定義、議会運営委員会への出席、そういったものも全てひっくるめて認定していくかってことは、もうこの場では全く結論を出せませんので、すみません、至誠一心会と同じです。

大井淳一郎委員長 今、意見が出ました。御承知のように、政党内会派は2人で認めることと、議会運営委員会のメンバーに入ることは別議論であるということです。一緒にされないで、しっかり持ち帰ってください。山田議員の要望は要望で、それはそれで、それが実現できるかをしっかり、会派に持ち帰っていただきたい。それから、前回の宮本副委員長の発言については、議事録を起こしてもらって、政党内会派を認めてないとか認めたという発言ありますので、それを確認させていただきたい。もし、それが違っていれば、私から謝罪します。

吉永美子議員 8月30日の議会運営委員会をユーチューブで聞かせていただいたときに、事務局だったかもしれませんが、政党内会派については、2人でも認めるということは決定しているという発言があったと記憶しております。

大井淳一郎委員長 私は、政党内会派は認める、すなわち議会運営委員会にも参加してくださいとは言っていません。両方分けた上で、前段の話をしております。いずれにしましても、今日は決着できないので、それは私も共通です。はい、休憩しましょう。

---

午後2時15分 休憩

---

大井淳一郎委員長　それでは、委員会を再開します。先ほど、政党内派うんぬんの発言について、記録を起こしてもらいましたので、当該部分を事務局から読み上げていただければと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長　現在、記録の作成上は第 2 5 回までが正式に議長までの決裁を終えて、ホームページに公表しております。これは全文筆記にしておりまして、その部分を 1 字 1 句読み上げます。いろいろ前後するかもしれませんが、まず、笹木委員がいらっしゃる至誠一心会は、「政党は、2 人で会派として認めていくという方向性です」と発言されています。それから、伊場委員がいらっしゃる創政会は、「政党内派は 2 人でも認めていいんじゃないかという考えです」。委員長がいらっしゃるみらい 2 1 は、「うちの会派も同じ意見で、政党内派は 2 人から認めてもいいんじゃないか」といった流れであります。まとめとして、「政党については、会派人数は 2 人からということを経営委員会として正式に決定したいと思いますが、いかがですか」と諮った後に、宮本副委員長から、事務局への確認ということで、「政党に属していないけれども、この条例を基に、2 人で無会派の人間が会派を組みたいといったときにどうするかということ、その都度議論したらいいのか。何か根拠が定義づけをしておいたほうがいいんでしょうか」というお尋ねがありました。政党に属しない議員が 2 人で組めるということがどうなのか、つまり政党の定義をきちんとしたほうがいいんじゃないか。そこについては、定義づけをしたほうがいいということで事務局からは、回答しています。政党内派については、そこまでです。それとあわせて、経営委員の件は、長らくやってきておりますけど、もう 3 人というのはずっと固まっています。その件は発言が少しありましたが、森山委員からも、「あくまで 3 人以上じゃないと経営委員会の委員にはなれないということで会派では一致しています」。至誠一心会についても、先ほど笹木委員からありましたが、同じです。委員長の会派も「う

ちの会派も従来どおりを踏襲したいと思います」ということで、「論点については従来どおりとしたいと思います」という結論が出ています。なので、結論的にはちょっと微妙、曖昧といえば曖昧で、政党会派については出ていると言えれば出ている。定義づけについては、無会派の人間が組める、組めないのところのために、定義づけをしたほうがいいんじゃないかというような言い方です。

大井淳一郎委員長 ちょっと待ってください。これは全文筆記ですか。今の要点筆記でしょ。

中村議会事務局主査兼議事係長 全部筆記です。ホームページにも既に出しています。

大井淳一郎委員長 前回のじゃないの。

中村議会事務局主査兼議事係長 これは、3回前、25回です。

大井淳一郎委員長 前ははまだ起こしてないんだね。

中村議会事務局主査兼議事係長 起こしていますが、音声からということで認識していただいてよろしいですか。まだ文字起こしを正式にしていないものです。

大井淳一郎委員長 あんまりこの件は、ごめんなさい、副委員長のほうで、はい、どうぞ。

宮本政志副委員長 いや、今の話でいくと、認めていいんじゃないかと考えていると。その後に、うちの会派から、無会派のことが出たり政党の定義が出たりしておりますんで、その辺りの疑義を証明する。それで初めてその件に関しては、賛成する、認めますという断言に、という意味合い

できっきは会派の話をしたんやけど、今の説明ですと、もう創政会はい  
いと言ったじゃないかというような前提で聞こえるんやけどね。

中村議会事務局主査兼議事係長 どのように受け取られるかはちょっと分かり  
ませんが、私は起こした正式な記録を読み上げたまでです。

大井淳一郎委員長 前回のはまだということですので、これはまた、それぞれ  
ネット中継を見ましょう。いずれにしましても、創政会はまだ議論の余  
地があるということで、持ち帰りたいという発言があつて、至誠一心会  
もそれに同調しましたので、この件については、次回以降に持ち越した  
いと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付  
議事項3点目、陳情書（公開質問状未回答の件について）です。これに  
ついて。ああ、そうか、笹木委員どうですか。（発言する者あり）では、  
説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 3、陳情書についてです。資料1になります。  
タイトルがまた陳情書のみですので、括弧書きでお示ししております。  
この度、至急を要する案件と思われるとのことで、議長から諮問されて  
議会運営委員会でこの件について諮っていただきたいということでした  
ので、付議事項として陳情書を出しております。中身については、公開  
質問状未回答の件についてということです。中身は皆さんで御覧になっ  
ていただいて、この件の取扱いをどうすべきか、議論していただけたら  
と思います。

大井淳一郎委員長 資料1になります。こちらの陳情書の取扱いについてとい  
うことですが、中身は、要は公開質問状の回答について、15日に回答  
するとあったけれども、理屈が通らないと、議会として、緊急事態を踏  
まえて御配慮賜りますようお願い申し上げますということですが、これ  
について、皆さんの意見を聞きたいと思います。いかがでしょうか。

森山喜久委員 議会運営委員会で協議するのに適さないのではないかと考えています。

大井淳一郎委員長 そのほか、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 これは陳情者と公開質問状の回答を求められた方の問題であって、これを当該委員会で是非論を戦わせるべき筋合いのものではないんじゃないかと考えております。

大井淳一郎委員長 それぞれ意見が出ました。これについては取り扱わないという方向で決着してもよろしいですか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。では、以上とします。それでは申入書ですね。こちらの件についてです。

中村議会事務局主査兼議事係長 4、申入書です。これも括弧書きに入れさせていただきます。資料2となります。安倍晋三元首相の国葬の際、山陽小野田市議会議場にて黙祷されないよう申し入れますということです。これも時期を失するといけないということから、議会運営委員会に諮問されて出てきております。5、その他の(1)にもありますように、前回議長からも協議していただきたいというお話がありますので、併せての議論になるかもしれませんが、時期を失するということで資料2として出させていただきます。よろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 資料2に書いてあるように、このような申入書が出されました。この方々の意見だということですが、これも参考にしながら、今懸案になっております議場での黙とうについてどうするか、結論を出せば出したいと思いますが、いかがでしょうか。日にち、場所、それから、やり方といったこともあろうかと思えます。まず、話に入る前に、県内の状況をまずはおさらいしておきたいと思えます。その後の変更、変動もあるかと思えますので、お願いします。お分かりですかね。県内

の状況です。

島津議会事務局次長 すみません、前回報告した以降、特に変わっておりません。それ以降は、調査しておりません。

大井淳一郎委員長 そうですね、なかなか調査しづらいかもしれません。私の記憶だと、下関市議会が7月臨時会か何かで、会議の中ではなくて会に先立って黙とうしております。これは中継には載っておりますが、会議の中ではない。それから、長門市議会では議会運営委員会でやっております。一応、私の知る限りの情報です。そのほかは、まだ未回答とか、途中でやらないことを決定したところもあるという記憶があります。ごめんなさい、ちょっとどこかまでは言えませんが、それを踏まえてですが、その他の(1)にも入ったところもあるんですが、まず、申入書は以上とし、その他に入りましょう。(1)安倍晋三元首相の国葬の際の黙とうについてです。先ほどの資料2、それから、これまでの議論を参考にしながら、皆さんの意見を聞きたいんですが、前回、私から無会派の人に、考えを聞いておくと言いましたので、全て正確ではないですが、概要を申し上げますと、まず、個人的には、追悼の意思はあるけど、みんなと一緒に起立して黙とうすることまではしたくない。それから、議員個人、一個人として追悼の意思はあるけれども、公人である議員として黙とうすることには反対する。それから、黙とうする意思はあるけれども、反対するほかの議員まで強制することはできないといった内容の意見がありました。これが無会派の意見です。もちろん決めるのは私たちですので、いかがでしょうか。まず、やるかやらないかでしょうね。

笹木慶之委員 会派の考え方を申し上げたいと思います。まず、山陽小野田市議会として、これに対応するということについては、その手法は適切ではないんじゃないかということです。あくまでこれは個人的な立場の中で処理すべき事案だということです。時期の問題であるとか、あるいは方法論については、細かい部分については、皆さんとの協議の結果で決

まることだから、そこまでは少し置いておこうとなりました。だから、例えば、場所がどこであるとか、あるいは、時期がいつであるとかということですが、それについては、こうだという言い切りはしておりません。ですが、議会の中で行うということは好ましくないという方向性が出ております。

大井淳一郎委員長 ちょっと1点確認したいんですが議会としてというのは、会期、日程の中でやるのは好ましくないという意味でおっしゃっているのか、それとも議場で集まってやるのも駄目なのかを確認したいと。

笹木慶之委員 あくまで議会の開会といいますか、その中でやることは好ましくないということです。場所については、あえてそれは言わないと。いわゆる、人数によって場所が変わるかもしれませんし、分かりませんからね。

伊場勇委員 弔意を強要するものではないというのは十分理解しておるんですが、安倍晋三元首相に対しての黙とう、国葬の際といいますか、安倍元首相がお亡くなりになられたことに対しての黙とうは、会派では、神聖なる場である議場でやるべきだと思います。会期中とか会期の外とかは、どちらでもいいと。ただ、神聖な場でちゃんと弔意を示すことが、我々の会派の思いです。

宮本政志副委員長 一応本会議が始まる直前、あるいは全員協議会でやるのか、議員連絡会でやるのかというところも、いろいろ意見は出ておりまして、仮にやるという前提でいくのであれば、全員協議会あるいは本会議の前にという思いがありましたけど、今もう既に意見は割れたもんね。一応、創政会として付け加えます。全員協議会か本会議前か、あるいは全く中継がないところでやるかというところは、議論に出ておりました。

大井淳一郎委員長 うちの会派は、追悼することについては賛成の方向です。



ただ、ほかの議員に強制できないということと、あと会期中ではなくて会期の前、会議に先立ってということで、場所は議場が好ましい。場合によっては変わるかもしれませんが、場所については、そこまではしていません。いずれにしても、追悼については賛成の意思でした。笹木委員にお伺いしますが、会期に先立って議場でやることについては、いかがですか。

笹木慶之委員 先ほど申し上げましたように、それについては問題ないんじゃないかなと思います。協議の結果はね。我々の会派は、もちろん先ほど言いそびれましたが、もちろん弔意を表すことについては、全員賛成なわけです。ただ、それをそうでない人たちの方向性まで求めるのは無理があるんじゃないかという考え方です。

大井淳一郎委員長 もちろんそれは私たちも同様です。ですので、もしやるとなれば中継のない、具体的には全員協議会と本会議の間に少し時間がありますので、その時間を活用するのかなと思いますが、皆さん、これについて、こうしたほうがいいのかがあれば、どうぞ。

伊場勇委員 今いろいろ御意見いただきまして、黙とうについては、公開の場じゃなくても、するとの取扱いをしていただけたらなと思います。合わせます。

大井淳一郎委員長 合わせていただいたということで、それでは、恐らく全員協議会の後、本会議前に執行部を入れない状態で、議員有志でやるということで、当然賛同しない方は議場に入らない状態になると思いますが、そのような形で、安倍元首相に対して黙とうするということがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最終日になると思います、全員協議会は。はい、その方向で決定します。それでは(2) 1 2月……そうですね、失礼しました。

(笹木慶之委員、山田伸幸議員 退室)

大井淳一郎委員長 それでは、(2) 1 2月定例会日程案についてです。こちらについてお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 別紙として最後に付けています、令和4年第4回(1 2月)定例会に提案についてです。一応執行部と協議は整いました。多少疑義が生じるところがあるかもしれませんが、まず申していきます。11月24日木曜日告示で、25日金曜日を一般質問通告締切りとしています。28日月曜日を定例会に関する議会運営委員会、そして、12月1日木曜日を本会議初日としています。翌日2日金曜日、それと週が明けて5日月曜日に委員会と分科会としています。その次の6日火曜日を委員会予備日としています。翌日7日水曜日から9日金曜日までと、週が明けて12日月曜日と13日火曜日の5日間を一般質問の日程にしています。14日水曜日は議事整理のための休会、15日木曜日は一般会計予算決算常任委員会の全体会、16日金曜日は議事整理のための休会、週が明けまして19日月曜日は議事整理のため休会、20日火曜日が本会議最終日としています。会期としては、20日間でお示ししています。説明は以上です。

大井淳一郎委員長 事務局から、1 2月定例会の日程案について説明がありました。これについて、特にありませんでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)あくまでも、現時点の予定ですということです。一応、全議員に、今こういう案ということでの周知のタイミングはどうなりますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 今日、委員会が終わりましたら、もうメールはできようかと思えます。

大井淳一郎委員長 はい、分かりました。よろしくお願いします。それでは、(3)全員協議会の開催日です。

中村議会事務局主査兼議事係長 本会議最終日の27日午前9時半から議運決定事項の報告をしていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 よろしいですね、この件は。（「はい」と呼ぶ者あり）その他のその他なんですが、前回、山陽小野田市議会における本会議等の映像及び音声に係る情報の取扱いに関する規程についてです。要は、本会議等以外は、ネット配信をしないということを決めました。これについて、全員協議会の中で議員から少し質問がありました。まず、この場で明らかにしておきたいことがあります。まず、175ページの第1条をそのまま読むと、「この規程は、山陽小野田市議会における本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会（以下「本会議等」という。）の映像及び音声に係る情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。」と書いてあります。対象は本会議等ということで、この中には、懸案になっておりました政治倫理審査会等はいないということになります。ただ、1回目の政治倫理審査会が行われた際に、当時私が委員長だったんですけれども、この規定について確認することなく、委員会に準ずるものとして配信したという経緯があります。それから、2回目の政治倫理審査会の場合は、その前例に依拠してやったということがありました。今回、政治倫理審査会の設置要求があったことを受けて、この規定を改めて点検し、前回の議会運営委員会の中で決定したということです。即決した理由は、先ほど少し述べましたように、政治倫理審査会がもう設置されて1回目が行われておりますが、それまでに方針を決めておかないと、前回のように前例に従ってということになりますので、即決したということがあります。そういったことがありますので、お含みいただければと思います。この点について、補足することがもしあれば、どうぞ。

伊場勇委員 この件については、即決するときにも発言させていただきましたけど、議論も少なかったなと思うし、私の発言も少し内容が薄かったの

で、もう一度意見させていただきたいと思います。公開という立場で、本議会は傍聴と会議録の公開と報道の三つ、そしてユーチューブ配信についてはそれを補完するものとして運用していると思うんですけども、その中で、やはり政治倫理審査会については、個人情報、つまり個人名であったり企業名であったりといったセンシティブな情報も入ってくる。まだ、デジタルタトゥーが今いろいろ問題視されておりますが、それに関連した個人情報の保護の観点からも、いろんな懸念を公開することで含むのであれば、ユーチューブ配信はせずに、会議録の公開等々で市民の方にはお知らせするような形を取ることが望ましいんじゃないかと思っております。

大井淳一郎委員長 この件に関しては、以上でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。事務局もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長もよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後に、冒頭に、言ったとか言わないとかで、議事録の精査と手間を掛けさせたことにつきまして、委員長として陳謝します。それでは、以上で、本日の議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後 2 時 5 1 分 散会

---

令和 4 年（2022 年）9 月 1 6 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎